

## 社会福祉法人 晃栄会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 晃栄会（以下「当法人」という）定款第八条及び第二一条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

### (役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、別表に定める金額を支給する。ただし、役員が正職員である場合は、社会福祉法人晃栄会給与規定により給与を支給し、役員報酬を別に支給しない。

### (旅費)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け出張する場合は、役員の居住地を起点として、社会福祉法人晃栄会旅費規程に準じて旅費を支給するものとし、日当及び宿泊料は次の通りとする。

日当 1日 5,000円

宿泊料 1日 15,000円

2 役員及び評議員が、理事会及び評議員会の会議に（監査に実施含む）に出席した場合は、前項にかかわらず、次のとおりとする。

理事長 1日 5,000円

業務執行理事 1日 5,000円

上記以外の役員及び評議員 1日 2,000円

### (その他)

第4条 この規定に定めるもののほか、この規定に実施に関し、必要な事項は理事会の議をへて理事長が定める。

### (改 廃)

第4条 本規定は、評議委員会の議決を経て、改廃する。

### 附則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2. 第2条及び第3条役員の報酬額の改正及びこの規定は、令和4年4月1日から施行する。

### 別表

役員	報酬（月額）	備考
理事長	100,000円以下	
業務執行理事	100,000円以下	
理事	無給	
監事	無給	
評議員	無給	